

令和7年度

一般廃棄物処理実施計画書

福岡県上毛町

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

目 次

I	総則	
1	計画の位置付け	・・・ 1
2	計画の区域	・・・ 1
3	用語の定義	・・・ 1
II	一般廃棄物（ごみ）処理実施計画	
1	一般廃棄物（ごみ）処理計画	・・・ 2
	（1）ごみの発生量（処理量）の見込み及び実績	・・・ 2
	（2）排出抑制のための方策に関する事項	・・・ 2
2	収集運搬計画	・・・ 3
	（1）収集運搬の区分等	・・・ 3
	（2）生活系ごみ	・・・ 4
	（3）事業系ごみ	・・・ 5
	（4）ごみ収集業者の数	・・・ 5
3	中間処理・最終処分計画	・・・ 6
	（1）処分施設	・・・ 6
	（2）処分業許可業者の数	・・・ 7
4	処理施設に関すること	・・・ 7
	（1）処理施設の概要	・・・ 7
	（2）処理施設の補修	・・・ 7
III	生活排水処理実施計画	
1	生活排水処理計画	・・・ 8
	（1）し尿等の収集量（処理量）の見込み及び実績	・・・ 8
2	収集運搬計画	・・・ 8
	（1）収集運搬の区分等	・・・ 8
	（2）収集運搬方法等	・・・ 8
	（3）し尿等収集業者及び浄化槽清掃業者の数	・・・ 8
3	中間処理・最終処分計画	・・・ 9
	（1）処分施設	・・・ 9
	（2）処分業許可業者の数	・・・ 9
4	処理施設に関すること	・・・ 9
	（1）処理施設の概要	・・・ 9
5	普及啓発等	・・・ 9
	（1）合併処理浄化槽の設置費補助	・・・ 9
	（2）啓発活動	・・・ 9

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、上毛町一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）を次のとおり定める。

I 総則

1 計画の位置付け

この計画は、上毛町（以下「町」という。）の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて豊前市外二町清掃施設組合（以下「清掃施設組合」という。）が策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び豊前市外二町清掃施設組合豊前市外二町環境センター（以下「環境センター」という。）が策定した「生活排水処理基本計画」の推進及び実施のために、一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものである。

2 計画の区域

町の区域全域とする。

3 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（1）豊前市外二町清掃施設組合清掃センター

・・・町における一般廃棄物（ごみ）の中間処理施設。事業主体は清掃施設組合。
以下「清掃センター」という。

（2）豊前市外二町清掃施設組合清掃センター埋立処分地

・・・清掃センターで中間処理後の焼却残渣等の埋立処分地。事業主体は清掃施設組合。以下「最終処分場」という。

（3）豊前市外二町清掃施設組合豊前市外二町環境センター

・・・町における一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の中間処理施設。事業主体は豊前市外二町環境センター（以下「環境センター」という。）

（4）生活系ごみ・・・一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（ごみ）。

（5）事業系ごみ・・・各種事業所の事業活動に伴って生じた一般廃棄物（ごみ）。

（6）ステーション・・・生活系ごみを集積しておく所定の場所。

（7）人権カレンダー・・・人権問題啓発を目的としたカレンダーだが、ごみ減量の普及・啓発のため、ごみ出し日や環境の日等を掲載するものとする。

（8）在宅医療廃棄物・・・医師の指導に基づく在宅での医療行為の実施に伴って生じた廃棄物。

（9）ごみ収集業者・・・町長が一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業務を許可した業者。

（10）し尿等収集業者・・・町長が一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬業務を許可した業者。

（11）浄化槽清掃業者・・・町長が浄化槽清掃業を許可した業者。

Ⅱ 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

1 一般廃棄物（ごみ）処理計画

（１）ごみの発生量（処理量）の見込み及び実績

種 類			単位	令和7年度 (見込み)	令和6年度 (実績)	備 考
収 集 ご み	可 燃 ご み		t	1,400	1,434	
	資 源 ご み	カ ン 類	t	13	14	
		ビ ン 類	t	34	36	
		ペ ッ ト ボ ト ル	t	16	19	
		古 紙 類	t	85	78	
		古 布 類	t	15	16	
		そ の 他 紙	t	8	9	
		そ の 他 プ ラ	t	25	25	
		そ の 他 不 燃 物	t	20	23	
		紙 パ ッ ク	t	1	1	
		白 色 ト レ イ	t	1	1	
	可 燃 粗 大 ・ 不 燃 ご み		t	110	117	
	小 計		t	1,728	1,779	
直 接 搬 入 ご み			t	400	417	令和6年度処理量の内訳 ○清掃センター 419t 北九州国道事務所 5t 京築県土整備事務所 8t ネクスコ西日本 45t 山国川河川事務所 203t その他 158t ○日本フォレスト(株) 8t
合 計			t	2,128	2,196	
人 口 (年 度 末 人 口)			人	7,150	7,074	
世 帯 (年 度 末 世 帯)			戸	3,210	3,195	
年 間 世 帯 当 た り 排 出 量			t / 戸	0.66	0.69	

※発生量（処理量）の見込み及び実績は次のものを対象とする。

- Ⅰ．町が委託により収集運搬を行うもの
- Ⅱ．排出者自らが清掃センターに直接搬入するもの
- Ⅲ．ごみ収集業者が収集運搬し、清掃センターに搬入するもの

（２）排出抑制のための方策に関する事項

①ごみ減量の普及・啓発

広報誌やホームページ（以下「広報誌等」という。）による普及啓発を行うとともに、資源とごみの分別ガイドブックや人権カレンダーを町内全世帯に配布することで、内容の周知徹底を図り、分別収集の推進を行う。

②マイバッグ運動の推進

レジ袋有料化に関連した取り組みについて広報誌等を活用した啓発を行い、ごみ減量化のきっかけとなるレジ袋削減の取り組みを推進する。

③コンポスト等生ごみ処理容器（電化製品含む）の普及

生ごみの減量及び有効活用を図るため、広報誌等を活用してコンポスト等生ごみ処理容器購入補助事業に関する啓発を行い、普及促進に努める。

④資源物集団回収奨励金事業の推進

町内の子ども会や女性団体等各種団体が集団回収した資源物（古紙・古布）に対する奨励金交付事業の啓発を行い、ごみの減量化と再資源化を推進する。

⑤リサイクル講座の開催（清掃センター）

清掃センターに持ち込まれた新聞紙・布・牛乳パックなどを再利用し、実用品として再生させるリサイクル講座を開催する。

- ⑥緑のリサイクル運動（清掃センター）
 清掃センターに搬入された樹木をシュレッダーで破碎・チップ化し、雑草抑制材や養生材、堆肥の副資材などとして希望者に無料で配布する。
- ⑦事業系ごみの減量・資源化の啓発及び指導
 事業所に対して、廃棄物の減量・資源化に関する啓発を行うとともに、ごみ収集業者取引先事業者と協力・連携のうえ資源化に取り組むよう指導を行う。
- ⑧その他
 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）（平成12年法律第100号）に基づき、公共施設等における物品購入の際は、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入するよう努める。
 また、住民や事業者を対象とした、グリーン購入法の主旨等について啓発活動を行い、循環型社会形成の推進を図る。

2 収集運搬計画
 （1）収集運搬の区分等

種 類			収 集 運 搬				
			収集主体	収集方式	収集回数	収集方法	搬入場所
一 般 廃 棄 物	分 別 収 集 の 区 分	可 燃 ご み	町	委 託	週2回	ステーション 回 収	清掃センター
		カ ン 類			月1回		
		ビ ン 類					
		ペ ッ ト ボ ト ル					
		紙 製 容 器 包 装					
		そ の 他 紙 類					
		新 聞					
		ダ ン ボ ー ル					
		雑 誌 等					
		古 布					
		金 属 類					
		電 化 製 品					
		金属と燃える材質が一緒 になったもの					
		金 属 の キ ャ ッ プ					
		電 球 ・ 蛍 光 灯 ・ 乾 電 池					
		製 品 プ ラ ス チ ッ ク					
		容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク					
		紙 パ ッ ク			月2回		
		白 色 ト レ イ			月1回	拠点回収	
	可 燃 粗 大 ご み	ステーション 回 収					
	硝 子 屑 ・ 陶 器						
直 接 搬 入 ご み	排出者		随時	直接搬入	清掃センター		
	排出者		随時	直接搬入	日本フォレスト(株)		

※専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集または運搬を業として行う者その他環境省令で定める者が行う収集運搬は本表の対象外とする。

※生活系ごみにおける可燃ごみ、カン類、ビン類、ペットボトルの排出は、指定袋を使用しなければならない。

※「カン類・ビン類・ペットボトル」、「古紙（新聞・ダンボール・雑誌等）・古布」、「容器包装プラスチック・不燃ごみ（金属類・電化製品・金属と燃える材質が一緒になったもの・金属のキャップ・電球・蛍光灯・乾電池・硝子屑・陶器）」、「紙パック・白色トレイ」はそれぞれ同一の収集日とする。

(2) 生活系ごみ

①収集運搬方法

収集運搬の区分等により、原則として町が委託する業者が定期的に収集し清掃センターに搬入を行う。ただし、例外的に処理を要する場合は、必要の都度、排出者自らまたは排出者から依頼を受けたごみ収集業者が清掃センターに搬入する。

②指定袋

ごみ処理に関する意識啓発を図るとともに、分別の精度を高め、収集の効率化、環境美化及び作業の安全性を確保するため、可燃ごみ、カン類、ビン類、ペットボトルの排出にあたっては指定袋制を継続する。

③排出方法

排出者は、分別区分に従い適正に分別のうえ、町が指定する収集日当日の排出期限時刻までに、ステーションに排出しなければならない。

④排出禁止物

次に掲げるものは、ステーションに排出することはできない。

- (A) 個別の法令により、メーカー等による回収が義務づけられているもの
- (B) 収集運搬することが困難なもの
- (C) 引っ越し等により一時的に多量に発生するもの
- (D) その他一般廃棄物の処理に著しい支障が生じるもの

種 類		排出方法等
A	特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）（平成10年法律第97号）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引き取りを依頼するか、排出者自らまたはごみ収集業者に依頼して製造業者等が指定した引取場所に搬入する。
	資源の有効な利用の促進に関する法律（新リサイクル法）（平成3年法律第48号）施行令第6条別表第6に規定するパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）及び密閉型蓄電池	パソコンの製造等（製造または自ら輸入したものを販売することをいう。）の事業を行う者が製造等を行うパソコンである場合、排出者は当該製造等を行う者に回収を依頼する。自作パソコン等で回収するメーカー等がない場合は一般社団法人パソコン3R推進協議会に回収を依頼する。密閉型蓄電池は小型充電式電池の回収・リサイクルシステムに基づくリサイクル協力店に回収を依頼する。
	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）（平成14年法律第87号）に規定する使用済み自動車	排出者は、自動車の購入時、車検時、または廃車時に再資源化預託金等（リサイクル料金）を資金管理法人に対して預託し、当該自動車が使用済みとなったときは、都道府県知事等の登録を受けた引取業者に当該使用済自動車の引き取りを依頼する。
B	プロパンガスボンベ	排出者は、LPガス協会、またはプロパンガス取扱店に相談するか、購入した販売店に引き取りを依頼する。
	消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組である廃消火器リサイクルシステムに基づき販売店（特定窓口）等に引き取りを依頼する。
	ガソリン、灯油、オイル	排出者は、ガソリンスタンドや購入した販売店等に処理、または引き取りを依頼する。

種 類		排出方法等
B	自動二輪車（原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組である二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店、または指定引取窓口に持ち込み、引き取りを依頼する。
	金庫、農薬などの薬品	排出者は購入した店、またはメーカー等に引き取りを依頼する。
C	引っ越し等により一時的に多量に発生するごみ	排出者自らまたはごみ収集業者に収集運搬を依頼する。
D	その他の排出禁止物	排出者自ら処理するか、専門業者に相談するか、または購入した販売店等に引き取りを依頼する等の方法により適正に処理する。

⑤在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物については、針刺し・感染事故の防止及び排出者のプライバシー保護の観点から、次の方法により排出するものとする。

種 類		排出方法等
A	注射器及び注射針等の鋭利なもの、感染性の危険が高いと判断されるもの、使い残して不要となった医薬品類	提供を受けた医療機関、または薬局に処分を依頼する。
B	プラスチック製のバッグ類（ストーマ袋、腹膜透析（CAPD）バッグ等）・チューブ類（吸引チューブ、腹膜透析（CAPD）チューブ等）・カテーテル類（導尿カテーテル等）、布類（ガーゼ、脱脂綿等）、紙類（紙おむつ）等 ※鋭利でないもの、非感染性のものに限る	中身を完全に使い切り、汚物はトイレに流したうえで、液漏れ等しないよう必要な措置を講じ、紙等にくるんでから指定袋に入れ、ステーションに排出する。 （可燃ごみとして排出）
C	薬の外袋・梱包材 ※プラマークを確認	無色透明の袋に入れてステーションに排出する。 （容器包装プラスチックとして排出）
D	ガラス製の栄養剤容器・点滴ボトル	中身を完全に使い切り、無色透明の袋に入れてステーションに排出する。 （硝子屑類として排出）

（３）事業系ごみ

①収集運搬及び排出方法

事業系ごみについては、町で収集は行わないため、事業者自ら処理するか、またはごみ収集業者に清掃センターまでの収集運搬を依頼する。

②資源物の取り扱い

事業系ごみのうち、再生利用の目的となる資源物については、事業者自ら運搬するか収集運搬または処分を行う回収業者等に収集運搬を委託し、清掃センターに搬入し資源化に努めるものとする。

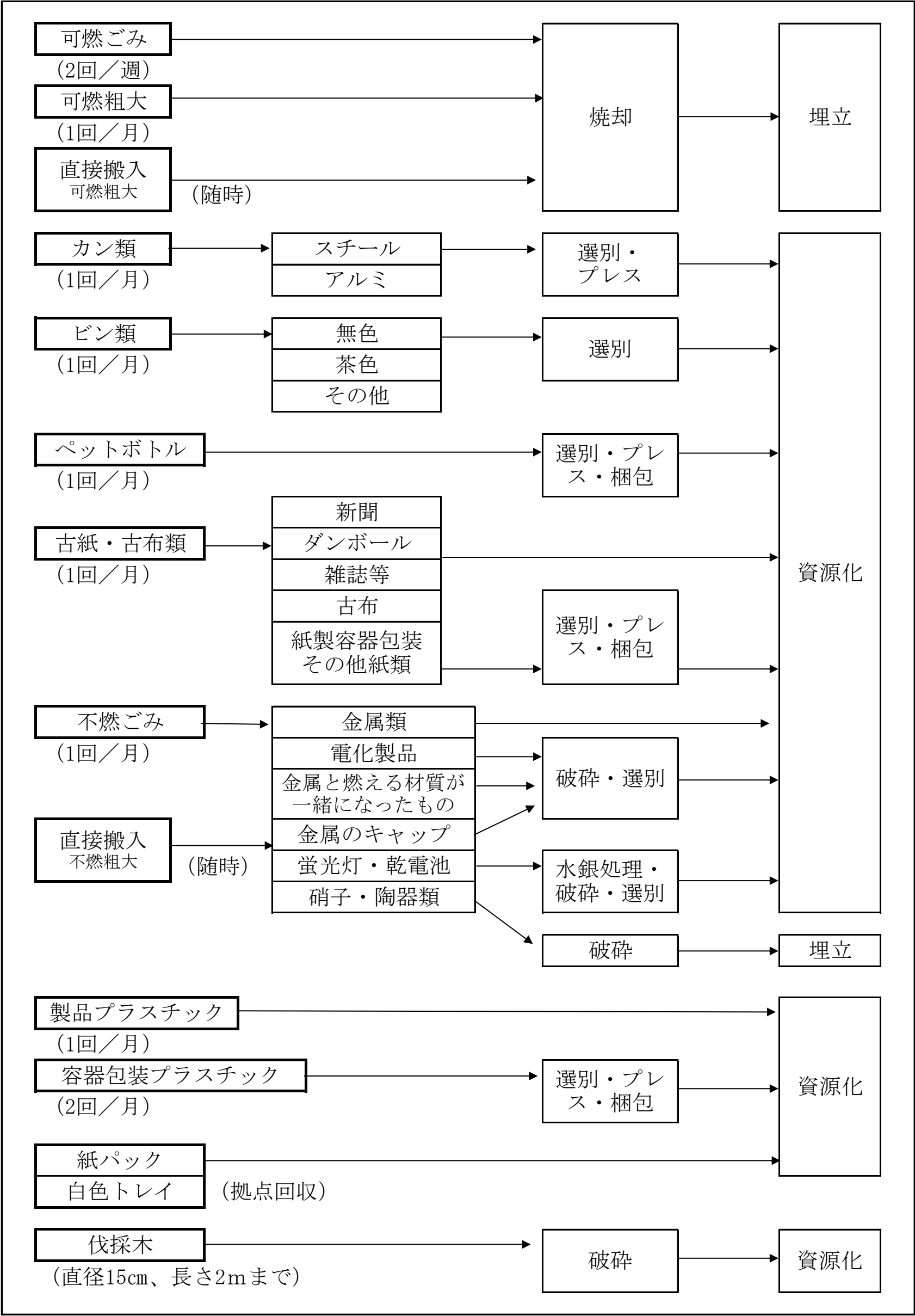
（４）ごみ収集業者の数

既存のごみ収集業者は10社。
※収集運搬業について、町内ごみ発生量に応じた許可業者で十分且つ適正な処理が確保されているため、原則として収集運搬業の新規許可は行わないものとする。

3 中間処理・最終処分計画

(1) 処分施設

①豊前市外二町清掃施設組合清掃センター（豊前市大字八屋322-45）

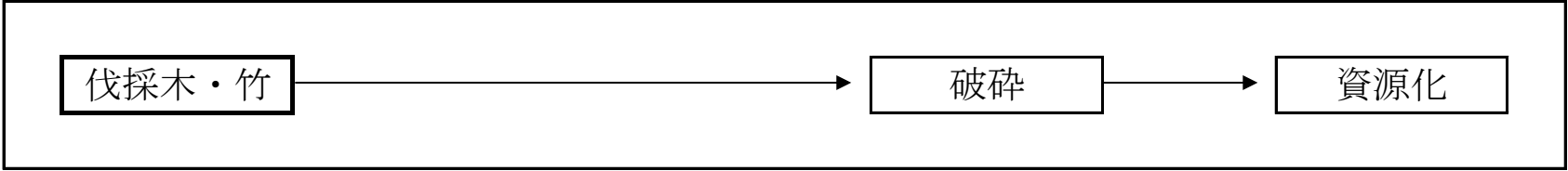


※埋立処理については、最終処分場で行う。

※伐採木については、適合物はシュレッダーで破碎・チップ化し、無償配布する。

※不燃ごみ（電化製品）から一部をピックアップし、使用済小型家電リサイクルを行う。

②日本フォレスト(株) (大分県日田市諸留町2813-22)



※清掃センターでは処理できないもの(直径15cm以上、長さ2m以上の伐採木・竹)のみ持ち込む。

(2) 処分業許可業者の数

既存の処分業許可業者は無し。

4 処理施設に関すること

(1) 処理施設の概要

①中間処理施設

施設名称：豊前市外二町清掃施設組合清掃センター (豊前市大字八屋322-45)

区分	焼却処理施設	リサイクル施設
供用開始年度	昭和58年度	平成19年度
処理方式	准連続燃焼式	粗大ごみライン、びん類処理ライン、ペットボトル・缶処理ライン、その他プラスチック・その他紙ライン、保管対象資源物用ストックヤード
処理能力	70 t / 日 (35 t × 2基)	20 t / 5 h

②最終処分場 (令和4年6月末埋立終了)

施設名称：豊前市外二町清掃施設組合清掃センター埋立処分地

(上毛町大字下唐原2276-1、2148-42)

埋立開始年度	昭和60年度
容量	46, 000 m ³
対象物	中間処理施設から排出されるガラス類 (資源化できないガラス) ・陶器類・鏡・水槽・化粧ビン・農薬ビン・石製の硯・ネックレス・表札・その他焼却残渣等

③最終処分場の現況

焼却灰及び陶器類の最終処分先

埋立開始年度	令和4年7月
埋立場所	(株) 大島産業背振工場 佐賀県神崎市脊振町服巻2133番地1
年間数量 (週2回)	1, 032t (令和6年度推計)
対象物	焼却灰及び陶器類

焼却飛灰資源化処理に係る処分先

資源化処理開始年度	令和6年4月
中間処理 (セメント原料)	大栄環境 (株) 三重県伊賀市西明寺485番地2
年間数量 (不定期)	232t (令和6年度推計)
対象物	焼却飛灰

(2) 処理施設の補修

清掃センターは、安定的な操業を確保するために、計画的に精密機能検査を実施するとともに施設の補修を行い、長寿命化に努める。

Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理計画

(1) し尿等の収集量（処理量）の見込み及び実績

種 類		単位	令和7年度 (見込み)	令和6年度 (実績)	備 考
し尿等	し 尿	k1	2,400	2,407	
	浄 化 槽 汚 泥	k1	3,900	3,928	
	農 業 集 落 排 水 汚 泥	k1	480	490	
	合 計	k1	6,780	6,825	
人 口 （ 年 度 末 人 口 ）		人	7,100	7,074	
世 帯 （ 年 度 末 世 帯 ）		戸	3,200	3,195	
年 間 世 帯 当 たり 排 出 量		k1/戸	2.12	2.14	
浄化槽人口（年度末人口）		人	5,600	5,597	うち合併処理浄化槽 5,527人

2 収集運搬計画

(1) 収集運搬の区分等

種 類		収 集 運 搬				
		収集主体	収集方式	収集回数	収集方法	搬入場所
農業集落排水処理施設	農業集落排水汚泥	町	委託	随時	拠点収集	環境センター
上記以外	し 尿	排出者	依頼	随時	戸別収集	環境センター
	浄 化 槽 汚 泥	排出者	依頼	随時	戸別収集	環境センター

(2) 収集運搬方法等

- ①農業集落排水処理対象区域内では、原則としてし尿及び生活雑排水を農業集落排水処理施設に排水する。農業集落排水汚泥は、町から農業集落排水汚泥運搬業務を委託された事業者が環境センターに搬入する。
- ②一般家庭、店舗及び事務所等の汲取式便所から排出されるし尿は、し尿等収集業者に収集運搬を依頼し、環境センターに搬入する。
- ③仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿をし尿等収集業者に収集運搬を依頼し、環境センターに搬入する。
- ④浄化槽を管理している者は、浄化槽汚泥をし尿等収集業者に収集運搬を依頼し、環境センターに搬入する。
- ⑤浄化槽を管理している者は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については福岡県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については浄化槽清掃業者に依頼して法令等に定める期間ごとに実施するものとする。

(3) し尿等収集業者及び浄化槽清掃業者の数

既存のし尿等収集業者及び浄化槽清掃業者は1社。

※収集運搬業について、町内し尿等発生量及び浄化槽汚泥発生量に応じた許可業者で十分且つ適正な処理が確保されているため、原則として収集運搬業の新規許可は行わないものとする。

3 中間処理・最終処分計画

(1) 処分施設

豊前市外二町清掃施設組合豊前市外二町環境センター（豊前市大字八屋322-21）

(2) 処分業許可業者の数

既存の処分業許可業者は無し。

4 処理施設に関すること

(1) 処理施設の概要

①中間処理施設

施設名称：豊前市外二町清掃施設組合豊前市外二町環境センター（豊前市大字八屋322-21）

供用開始年	令和元年
処理方式	前処理：公共下水道希釈放流方式
処理能力	70k1/日（生し尿38.8k1/日、浄化槽汚泥31.2k1/日）
汚泥処理	なし

(2) 処理施設の補修

環境センターは、安定的な操業を確保するために、定期的に施設の点検を行う。

5 普及啓発等

(1) 浄化槽の設置費補助

農業集落排水処理区域外の地域において、公共用水域の水質保全に効果がある浄化槽の普及を促進するため、設置者に設置費の一部補助を行う。

(2) 啓発活動

浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)及び浄化槽の設備設置補助事業等について、広報誌等を活用した啓発を行う。